

第 512 回福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時 令和 6 年 7 月 30 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 00 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

3 出席状況：【出席 15 名】

公益代表委員 井花委員、岡崎委員、佐藤委員、坪川委員、廣瀬委員
労働者代表委員 飯塚委員、杉田委員、玉川委員、中澤委員、山田委員
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員
事務局 石川労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、
川口室長補佐、富田賃金係員

4 議 題：

- (1) 中央最低賃金審議会「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の伝達について
- (2) 福井県最低賃金専門部会の審議予定等について
- (3) 令和 6 年 最低賃金に関する基礎調査結果について
- (4) 生活保護と最低賃金の比較について
- (5) その他

5 資 料

- (1) 次第
- (2) 名簿
- (3) 配付資料

6 議事内容

○岡崎会長

ただいまから、第 512 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

皆様には、大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、「令和 6 年度地域別最低賃金額改定の目安について」の伝達が、主な議題となっております。

なお、本日の審議会につきましては、会議公開に伴う傍聴希望により、3 名の傍聴者がおられますことを御報告いたします。

それでは、審議に入ります前に福井労働局長から御挨拶を頂きたいと思います。

○石川局長

委員の皆様には、お忙しいところ、また大変暑い中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

今年度の地域別最低賃金の改正決定につきましては、先週 7 月 25 日、改定の目安

につきまして、中央最低賃金審議会会長から厚生労働大臣に対し答申がなされました。

本県が該当しますBランクの目安額につきましては、過去最高となります 50 円の引上げ額とすることが提示されたところです。

答申の中では、令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、労使で金額の意見の一致をみるに至りませんでした。地方における審議に資するため、目安に関する公益委員見解等が示されております。

この中で、

- ▶ 目安は、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない。
- ▶ こうした前提の下、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮されることを期待する。
- ▶ その際、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたい。

との地方審議会への期待が示されたところです。

今年度も、地方審議会委員の皆様へ中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージが発出されており、このあと、視聴していただくことを予定しております。

答申内容の詳細につきましては、後ほど事務局から御報告させていただきますが、委員の皆様方には、目安を十分に参酌いただきながら、福井県における経済・雇用の実態等を十分に踏まえた御議論、御審議をお願いしたく存じます。

何とぞよろしくお願いいたします。

○岡崎会長

ありがとうございました。

次に、資料と定足数について、事務局から説明をお願いします。

○川口室長補佐

最初に、資料の確認をさせていただきます。

本日は、配付資料を1冊ずつお配りしております。

資料の編綴順に、次第に続いて、名簿がございます。次に、資料第1部には、中央最低賃金審議会における目安答申、公益見解、目安小委員会での配付資料をつづっています。

続いて、資料第2部には、当局の専門部会委員名簿のほか、当局版の資料、これまでに寄せられた要請書の写しをつづいています。

続いて、資料第3部には、当局で実施しました最低賃金に関する基礎調査結果をつづいています。

配付資料は、以上です。

続いて、定足数について申し上げます。

本日の審議会には、15名全員の方が出席されております。よって、本審議会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

事務局からは、以上です。

○岡崎会長

続きまして、議題（１）の中央最低賃金審議会「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の伝達に移ります。

事務局から説明をお願いします。

○木村賃金室長

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、資料に基づき報告させていただく前に、本年度は藤村中央最低賃金審議会会長から、地方最低賃金審議会委員の皆様方へ、目安の取りまとめの考え方等のビデオメッセージがございます、最初にこれを視聴していただきます。

<ビデオ視聴>

○中央最低賃金審議会の藤村会長によるビデオメッセージ

- ▶ 皆さんこんにちは。中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。
- ▶ 今日は、今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。
- ▶ これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員皆さんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。
- ▶ これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会において取りまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話することになりました。この取組といいますのは、昨年につき2回目となります。
- ▶ 御視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思っております。
- ▶ それでは、最低賃金の位置付け、法令要素について、まずはお話をしておきたいと思っております。
- ▶ 最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

- ▶ 引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。
- ▶ まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。
- ▶ その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会が目安を示すことになっております。
- ▶ また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際に求められております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

- ▶ さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思います。
- ▶ 目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思います。
- ▶ したがって、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

- ▶ では、次に目安のポイントについてお話をしておきたいと思います。
- ▶ 今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回にわたって真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

- ▶ では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話をしておきたいと思います。
- ▶ まず「労働者の生計費」についてです。
- ▶ 消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっております。前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮し

て、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

- ▶ 最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。
- ▶ 次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模にかかわらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっております。
- ▶ 最後に、三つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。
- ▶ 売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。
- ▶ 一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。
- ▶ こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。
- ▶ ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

- ▶ その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。
- ▶ 一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載のとおり、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。
- ▶ これらのことを考慮すれば、Aランク 50円・4.6%、Bランク 50円・5.2%、Cランク 50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。
- ▶ 繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います。
- ▶ この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。
- ▶ 公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会では提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。
- ▶ また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れ難いとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえ、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に進められますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。
- ▶ なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについて

ての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

- ▶ 次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。
- ▶ 令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。
- ▶ 最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。
- ▶ 以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

○木村賃金室長

それでは、改めまして、目安の答申及び公益委員見解、目安小委員会での資料、これに関連して当局版資料を説明します。

中央最低賃金審議会から厚生労働大臣宛ての令和6年地域別最低賃金額改定の目安について（答申）につきまして、読み上げさせていただきます。

答申書につきましては、資料第512回第1 - 1頁を御参照ください。

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。

2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。

3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。

4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。

5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。

指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。

8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

続いて別紙1を御覧ください。

目安額につきましては、表記載のとおり、福井県を含むBランクは金額が50円と示されました。

本文2(1)以降につきましては、今ほど、中央最低賃金審議会会長からのメッセージにおおむね御説明がありましたので、私からの説明は省略させていただきます。参考とされた各種統計指標は、公益見解の参考資料として添付されておりますので、こちらを確認していきたいと思っております。

資料第 512 回第 1 - 11 頁を御覧ください。

3 要素のうち「生計費」について記載されたものです。

第 512 回第 1 - 11 頁の下段は、消費者物価指数の推移（対前年同月比）です。「持ち家帰属家賃を除く総合」は、2024 年 6 月分について 3.3%と、これまで高い水準で推移しています。

第 512 回第 1 - 12 頁の上段は、昨年度の地域最低賃金が改定された 10 月以降の消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。9 か月の平均では C ランクが最も高く 3.5%、次いで B ランクの 3.2%となっています。

第 512 回第 1 - 12 頁の下段は、消費者物価指数の「持家の帰属家賃を除く総合」の主な項目別寄与度であり、生鮮食品を除く食料品やエネルギーの寄与度が高くなっており、エネルギーについては、2024 年 5 月以降プラスに寄与しています。

第 512 回第 1 - 13 頁の上限は、消費者物価指数の「基礎的・選択的支出項目別指数」の推移です。備考欄に記載がありますが、基礎的支出項目は必需品的なもの、選択的支出項目は贅沢品的なものです。基礎的支出項目別は 2021 年以降上昇を継続しています。

第 512 回第 1 - 13 頁の下段は、電気・ガス価格激変緩和対策事業です。当該措置は 2024 年 5 月使用分まで講じ、同 5 月使用分については激変緩和の幅を縮小するものでした。これにより消費者物価に対する押し下げ効果は第 512 回第 1 - 14 頁上段の表記載のとおりです。

第 512 回第 1 - 14 頁の下段は、消費者物価指数（頻繁に購入する品目）の対前年上昇率の推移です。2023 年 10 月～2024 年 6 月の上昇率は平均 5.4%であり、前年の同時期の 4.8%よりも上昇しています。

次に、3 要素のうち「賃金」について記載されたものです。

第 512 回第 1 - 15 頁の上段は、連合 春季賃上げ妥結状況の最終回答では全体の賃上げ率は 5.1%、中小企業の賃上げ率は 4.45%でした。

第 512 回第 1 - 15 頁の下段は、有期・短時間・契約等労働者の集計で、時給欄は加重平均引き上げ率 5.74%となっています。

第 512 回第 1 - 16 頁の上段は、経団連の春季賃上げ妥結状況です。大手企業 5.58%、中小企業 3.92%となっています。

第 512 回第 1 - 16 頁の下段は、日商の中小企業の賃金改定に関する調査で、正社員全体で 3.62%、パート・アルバイトで 3.43%となっています。

第 512 回第 1 - 17 頁は、厚生労働省本省が実施した賃金改定状況調査結果の第 4 表です。

第 512 回第 1 - 17 頁上段の表は、男女別の第 4 表①、下段は一般・パート別の第 4 表②です。B ランクを見ていきますと、産業計の列、賃金上昇率は C ランクの 2.7% が最も高く、次いで B ランクの 2.4%となっています。

第 512 回第 1 - 18 頁の上段は、同じく厚生労働省本省が実施した賃金改定状況調査結果の第 4 表です。昨年調査と本年調査で両方に在籍した労働者のみを対象とした集計が第 4 表③です。B ランクでの賃金上昇率は 2.9%は、令和 5 年の 2.4%よりも上昇しています。

次に、3 要素のうち「通常の事業の支払能力」について記載されたものです。

第 512 回第 1 - 18 頁の下段は、法人企業統計による企業収益（年度）です。いずれの資本金規模でも経常利益は前年度比がプラスになっており、1,000 万円未満では

70.7%となっています。

第512回第1 - 19頁の下段は、法人企業統計による資本金規模別労働分配率です。労働分配率の計算は、備考欄を御確認ください。1,000万円未満では令和3年度91.0%から84.6%に改善しています。

第512回第1 - 20頁の上段は、従業員一人当たりの付加価値額の推移です。資本金1千万円未満の製造業は443万円、非製造業で483万円となっています。

第512回第1 - 20頁の下段は、売上高経常利益率の長期的な推移です。過去3年間の実績値は第512回第1 - 21頁の上段を御参照ください。

第512回第1 - 21頁の下段は、価格転嫁の状況です。コスト全体の価格転嫁率は46.1%で昨年9月より微増。一方で「価格転嫁できた企業」「出来ない企業」の二極化の兆しもあります。

第512回第1 - 22頁の上段は、労務費についての価格交渉の状況です。約7割の企業で労務費についても価格交渉が行われたとの内容です。

第512回第1 - 22頁の下段は、倒産件数の推移、推移は御覧のとおりです。

第512回第1 - 23頁の上段は、物価高倒産件数の推移です。年半期の状況から増加傾向としています。

第512回第1 - 33頁以降は中賃の目安小委員会で使用された資料をつづっています。

資料について、簡潔に説明したいと思えます。

第512回第1 - 33頁の「主要統計資料」を御覧ください。次頁は目次です。資料No.1は3部構成になっております。

それでは、全国統計資料編の1頁、通し頁の第512回第1 - 38頁を御覧ください。主要指標の推移です。

一番左のGDPです。名目GDPの前月比の欄の令和5年につきましては、経済成長率は前期比で名目プラス5.7%、実質ではプラス1.9%となっています。

さらに、鉱工業生産指数につきましては、令和5年は前期比マイナス1.3%、さらに右の、製造工業稼働率指数につきましては、令和5年は前期比マイナス1.0%となっております。

倒産件数です。令和5年は8,690件であり、前年比プラス35.2%と、2年連続の増加となっております。

完全失業数です。令和5年は178万人、前年から1万人の減少となっております。完全失業率は、令和5年は2.6%と、前年同水準となっています。

続いて、第512回第1 - 39頁です。一番左の求人倍率について続いて、消費者物価指数と並びます。

さらに右に、国内企業物価指数について、令和5年は前年比プラス4.2%となっています。さらに右に、現金給与総額の指数です。調査産業計につきましては、令和5年は前年比で、名目賃金はプラス1.2%となった一方、実質賃金はマイナス2.5%と、消費者物価指数の高い伸び率により2年連続マイナスとなっています。

また、右側の製造業でも名目賃金はプラス1.7%、実質賃金はマイナス2.0%となっております。

続いて、第 512 回第 1 - 42 頁、賃金の推移です。

上の欄の現金給与総額ですが、令和 5 年の前年比は 30 人以上の事業所でプラス 1.8%、5 から 29 人の事業所ではプラス 0.5%とともに増加しています。

次に、下の欄の定期給与額です。定期給与額は、現金給与総額から賞与等の特別に支給される給与を除いたものになります。前年比で見て、令和 5 年は 30 人以上の事業所でプラス 1.6%、5 から 29 人の事業所ではプラス 0.5%となっています。

また、定期給与額の値の下に、括弧内の数値がありますが、これは、定期給与額から残業代などを除いた所定内給与額の前年比の増減率です。令和 5 年は 30 人以上の事業所でプラス 1.8%、5 から 29 人の事業所ではプラス 0.4%となっています。

続きまして、第 512 回第 1 - 44 頁です。初任給額と上昇額・率の推移です。全学歴において上昇が見られています。

続きまして、第 512 回第 1 - 49 頁以降は、春季賃上げ妥結状況です。こちらは、先に御説明したとおりです。

第 512 回第 1 - 50 頁を御覧ください。厚生労働省の賃金引上げ等の実態に関する調査から、改定率は加重平均で 3.2%でした。右側の表は、賃金の改定の決定に当たり、最も重視した要素です。例年企業の業績が最も高い割合などは同様ですが、労働力の確保、定着が増加して 15.9%となったほか、物価の動向は前年の 1.2%から 7.7%となっています。

続きまして、第 512 回第 1 - 52 頁は、消費者物価指数の対前年上昇率の推移です。先に説明したとおりですので、省略します。

続きまして、第 512 回第 1 - 53 頁は、一月当たりの消費支出額の推移です。令和 5 年の単身世帯の消費支出額は、16 万 7,620 円、対前年比でプラス 3.6%です。右側、総世帯においても 24 万 7,322 円、対前年比でプラス 1.3%です。

続いて、第 512 回第 1 - 54 頁は、地域別最低賃金額と未満率、影響率の推移です。こちらは、最低賃金に関する基礎調査に基づく数値で、注 4 のとおり、事業所規模は原則 30 人未満が対象でございます。令和 5 年度の未満率は 1.9%、影響率は 21.6%となっております。

続いて、第 512 回第 1 - 55 頁は、同じく未満率、影響率を賃金構造基本統計調査から特別集計したもので、こちらは注 3 のとおり、事業所規模 5 人以上が対象で、令和 5 年の未満率は 2.4%、影響率は 8.1%となっております。

続きまして、第 512 回第 1 - 59 頁は、日銀短観による企業の業況判断です。規模計で見ますと、令和 6 年 3 月において、製造業はプラス 4、非製造業はプラス 18 と改善傾向にあります。

続いて、第 512 回第 1 - 59 頁以降は、日銀短観による経常利益です。

第 512 回第 1 - 63 頁は、法人企業統計による企業収益の年度データです。

第 512 回第 1 - 65 頁は、中小企業景況調査による業況判断です。足下の令和 6 年 1 ～ 3 月はマイナス 18.3 と前年同期と比べると改善しています。

続きまして、第 512 回第 1 - 67 頁は、労働生産性の推移です。法人企業統計による従業員一人当たり付加価値額の推移です。直近で見るのは、令和 4 年度までですが、令和 4 年度は、左端の産業資本金規模計では 2 年連続で対前年度比プラスとなっています。

続いて、第 512 回第 1 - 69 頁は、就業 1 時間当たり名目労働生産性の推移です。直近のデータは、令和 4 年のものです。資料の下半分、前年比を御覧いただくと、令和 4 年において全産業の前年比はプラスであるものの、製造業、電気・ガス・水道等の産業において前年比でマイナスとなっています。

続いて、第 2 部の都道府県統計資料編についてです。第 512 回第 1 - 71 頁を御覧ください。こちらは、各種関連指標のデータを掲載しております。

この頁の指数は、東京を 100 としたときの各都道府県の指数を示したものです。

一番左の項目の一人当たりの県民所得では、内閣府の県民経済計算による令和 2 年度の数値です。

中央にあります標準生計費は、各都道府県の人事委員会が作成している数値で、一番右の欄は、高卒の新規学卒者の所定内給与額です。

続いて、第 512 回第 1 - 72 頁、73 頁は、有効求人倍率の推移、失業率の推移です。

続きまして、第 512 回第 1 - 75 頁、76 頁は、パートタイム労働者の 1 求人票当たりの募集賃金平均額です。パートタイム労働者の 1 求人票当たりの募集賃金下限額は、当県は令和 5 年が 1,021 円となっています。

続いて、第 512 回第 1 - 78 頁、79 頁は、消費者物価の対前年上昇率の推移です。令和 5 年は、全国平均が 3.8%でしたが、当県は 3.8%で同じです。

続いて、第 512 回第 1 - 79 頁は、都道府県庁所在都市に基づく消費者物価地域差指数の推移です。令和 4 年結果では、全国を 100 として、最も高いのは A ランクの東京 105.5、福井は 98.8 となっております。

続いて、第 512 回第 1 - 80 頁は、都道府県下全域を対象とした消費者物価地域差指数の推移です。福井は 99.4 となっております。

続きまして、第 512 回第 1 - 81 頁は、家計調査による一月当たりの消費支出額です。令和 5 年の消費支出額は、消費支出額を世帯人員の平方根で除して算出する等価消費支出額は、東京が最も高く、18 万 9,614 円、福井は 15 万 7,882 円です。

続いて、第512回第1 - 83頁以降は、労働者等の推移です。

まず、第512回第1 - 83頁は、常用労働者数の推移です。

第512回第1 - 84頁は、雇用保険の被保険者数の推移です。表の右下ですが、令和5年は、全国計では前年比0.4%増加となっておりますが、Aランクは全ての都府県で増加、一方でB・Cランクでは、福井を含む計30の道府県で減少しています。ただし、注1にありますとおり、被保険者数を見る際には、本社一括適用の事業所もあることに留意が必要です。

続いて、第512回第1 - 85頁は、就業者数の推移です。これは、雇用者だけでなく、自営業者等も含めた就業者全体の推移になります。表の一番右の令和5年を見ますと、Aランクでは、全ての都府県で前年比は増加していますが、福井を含むB・Cランクでは、就業者数が減少した県が多くなっています。全国計では前年比0.4%増となっております。

次に、第3部の業務統計資料編ですが、こちらは、時間の都合上、説明を省略します、

次に、本省で行った賃金改定状況調査について説明します。第512回第1 - 189頁に進んでください。令和6年の賃金改定状況調査結果です。

第512回第1 - 189頁は、調査の概要です。真ん中の3(2)にあります。常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所を調査しております。その下の表を御覧ください。全国の調査事業所数は1万6,373、集計事業所数は5,149、回収率は31.4%とおおむね例年並みです。

第512回第1 - 191頁の第1表を御覧ください。

こちらは、今年の1月から6月までに賃金の引上げ引下げを実施した、あるいは実施しなかったという区分で、事業所単位で割合を集計したものです。左上の産業計・ランク計を見ていただくと、1月から6月までに賃金の引上げを実施した事業所の割合は42.8%となっております。昨年よりやや低下しております。

隣の列の賃金の引下げを実施した事業所の割合は0.7%となっており、例年と同水準です。さらに隣の列ですが、1～6月に賃金改定を実施しない事業所のうち、7月以降も賃金改定を実施しない事業所の割合は40.1%で昨年より上昇しており、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所の割合は16.4%と昨年より低下しています。

次に、第512回第1 - 192頁の第2表を御覧ください。平均賃金改定率を事業所単位で集計したものです。左下の産業計・ランク計で見ていただくと、今年の1月から6月までに賃金引上げを実施した事業所の平均賃金改定率は4.6%と昨年と比べて上昇しています。

続いて、第512回第1 - 193頁です。第3表は、賃金引上げを実施した事業所の賃金引上げ率の分布の特性値です。産業計・ランク計を見ていただくと、第1・四分位数が1.6%、中位数が3.2%、第3・四分位数が5.2%といずれも昨年より上昇してお

ります。

次に、第 512 回第 1 - 194 頁以降に、第 4 表①②③を入れていきますので、数字についてはこちらで御確認ください。

簡単ではございますが、説明は以上となります。

○岡崎会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問、御意見ございませんか。

(意見、質疑なしを確認)

○岡崎会長

本日以降、開催されます専門部会におきまして労使双方から、お考えをお示しいただくこととなりますが、まず、本審議会におきまして、御主張がございましたら、御発言をお願いします。

○玉川委員

折角の機会ですので、中賃の藤村会長からビデオメッセージもございましたので、印象を申し述べたいと思います。

昨年、A B C の三つのランクになり、初めて同じ数字の金額が示されました。額はともかくとして、地域間格差に意識を置かれたという印象を受けました。我々、中央では、地域間格差の是正にはランク別の目安額を逆転してと、主張していたようですが、さすがにそこまではいかなかったという印象を受けています。それでも、額は同じでも、率は逆転ということで示されたということは、非常に大きなインパクトを示されたと感じています。このメッセージについては、それぞれの地域、特に C ランク、B ランクの中でも全国平均を下回るような地域においては、大きく受け止められるのではないかと思います。

一方で、政府の方針に配慮するという言葉で、2030 年代に時間額 1,500 円という目標を見ながら、現在の消費者物価と賃金改定状況を見ながら、50 円という数字が示されたのだと思います。ある意味、10 年くらいで 50 円上げたいということ意識されたのかという印象を受けました。今年の 50 円は、今後 10 年の間で、大きく最低賃金を上げていくというメッセージになっているのではないかと感じました。

これからは、地域の経済指標や状況などを踏まえ、審議が行われると思いますが、目安については 50 円の意味合いと、A B C それぞれのランクに対する示し方において将来にわたっての考え方が示されたという受け止めです。

○岡崎会長

専門部会に出席されない委員の方で、何か御発言をされたい委員がいらっしゃれば、お願いします。

○江端委員

昨今の賃上げの流れは、やむを得ないところはありますけれども、大企業、中堅企業まではそれに対応できていますが、中小企業、小規模事業者につきましては、人手

不足、原材料費高という問題に加えて、賃上げに臨むという、三重苦の状況にあるということだけは認識いただきたいと思います。

中小、小規模事業者の賃上げは、業務改善が見られない中での防衛的な賃上げという内容であり、人件費の相場は、原材料費やエネルギーコストの高騰にみられる外的な要因とは異なり、なかなか価格転嫁に結び付きにくいと聞いています。

昨年は、地域間格差の是正ということで、目安額を3円上回る決定がされましたが、とりわけここ1、2年は、目安額に政策誘導的な要素が入り込んで、目安額自体が大変高くなっているということを念頭において議論を進めていく必要があると考えています。

○岡崎会長

ありがとうございます。

ほかの委員の皆様から御発言はございますでしょうか。

(意見、質疑なしを確認)

○岡崎会長

それでは、次の議題(2)の「福井県最低賃金専門部会の審議予定等について」事務局から報告をお願いします。

○木村賃金室長

御報告させていただきます。

まず、本年度の福井県最低賃金専門部会委員に御就任いただきました委員の皆様ですが、資料第2部の第512回第2-1頁「福井地方最低賃金審議会福井県最低賃金専門部会委員名簿」のとおり、9名全員が本審議会の委員となっております。

次に、専門部会の開催日程については、資料第2部の第512回第2-2頁「福井県最低賃金専門部会日程表」のとおりです。8月2日(金)の第4回を結審の予定としておりますが、予備日として、8月5日(月)午後1時30分～及び8月9日(金)午後1時30分～を設けております。

次に、本審の開催日程につきましては、8月5日(月)午後3時00分～となります。こちらは、専門部会の結審状況にかかわらず、特定最低賃金の改正の必要性について諮問を行います。

なお、予備日としている8月9日(金)午後3時00分～の本審の開催の有無につきましては、8月5日(月)第513回本審の中でお知らせします。

事務局からは以上です。

○岡崎会長

ただいまの事務局からの説明について、御質問、御意見はございませんか。

〈意見、質疑、異議のないことを確認〉

○岡崎会長

福井県最低賃金専門部会の開催日程(案)については、了承とします。

次に、議題の（３）「令和６年最低賃金に関する基礎調査結果について」、事務局から説明をお願いします。

○川口室長補佐

それでは、資料第３部により「最低賃金に関する基礎調査結果」について説明します。

第５１２回第３－１頁の「１ 令和６年最低賃金に関する基礎調査の概要」を御覧ください。

調査の対象は、中小零細企業を調査対象としており、本省から調査の対象として示されている「事業所母集団データベース（令和３年次フレーム確報）」を活用しています。その中で、最低賃金の審議に必要な抽出区分や標本数はあらかじめ本省から示されており、その指定された抽出区分、標本数に従って対象事業所を無作為で抽出しました。

具体的には 第５１２回第３－１８～２１頁の「８ 最低賃金基礎調査対象産業表」を御覧ください。

第５１２回第３－１８頁です。右の欄の「６年度調査依頼対象事業所数」のとおり、「Ｅ製造業」、「Ｉ卸売・小売業」、「Ｍ宿泊・飲食サービス業」、「Ｐ医療・福祉」、「Ｇ４１３．４１４ 新聞・出版業」、「Ｌ学術研究、専門・技術サービス業」、「Ｎ生活関連サービス業、娯楽業」、「Ｒサービス業（他に分類されないもの）」となっております。

事業所の規模は、「Ｅ製造業」「Ｇ４１３．４１４ 新聞・出版業」については「１～９人」、「１０～２９人」、「３０～９９人」の３層、その他の業種については、「１～９人」、「１０～２９人」の２層に分けております。

再度、第５１２回第３－１頁を御覧ください。

調査依頼対象事業所数は、合計１，６７２件でした。このうち、地域別最低賃金が適用される事業所は１，２９９件でした。

２の調査対象労働者は、３０人未満の常時労働者を雇用する事業所で、３０人未満の場合は全労働者について、事業所の労働者が３０人以上 ９９人未満の事業所は、２分の１の労働者について、調査を実施しました。

「調査事項」は、３の（２）記載のとおりです。

６月分の賃金に関して、所定労働日数を欠勤・遅刻・早退等をすることなく働いた場合に支払われるべき６月分の所定賃金を記入することとなっています。

有効回答数は、全体で ８４７件となり、地域別最低賃金適用事業所では ６００件でした。

それでは、令和６年度の基礎調査結果（地域別最低賃金）について説明します。

第５１２回第３－２頁の「２ 未満率一覧表」を御覧ください。

この表は「大計」「中計」と各産業を示しています。

令和５年改正の福井県最低賃金時間額 ９３１円未満の労働者の割合を示しており、「未満率」は、地域別最低賃金適用産業で「１．２％」となりました。「未満労働者数」は経済センサスによる調査対象の層ごとの労働者数と標本となった労働者数を基に復元した人数となっています。

本年度の未満率は、「Ｒサービス業（他に分類されないもの）」４．１％。「Ｎ生活関連サービス業、娯楽業」が１．５％となっています。「Ｒサービス業」について、昨年度、低賃金労働者の標本数は３件で、未満率は０．８％でした。本年度は、１２件の標本数と

なっており、そのうち4件が減額特例対象者でした。よって、「Rサービス業」の未満率が高くなっています。また、「N生活関連サービス業、娯楽業」については、標本数は6件ですべて減額特例対象者でした。

なお、「賃金形態」が月給のものについては、本来、最低賃金と比較する場合には、月給を月の平均所定労働時間で除することになりますが、本調査においては、6月の所定労働日数だけで時間額に換算しています。このため月の所定労働時間が長いと時間単価が低く算出される場合があります。

最低賃金法施行規則第2条で、月額で支払われる賃金の最低賃金額の適用にあたっては、1年間における所定労働時間数を平均した月間の所定労働時間数を適用することとされています。

今回の調査は、6月の所定労働日数だけを調査しており、1年間における所定労働時間数を平均することができず、931円未満となった労働者の全てが最低賃金931円を下回っているとは限らないことを御承知おきいただきたいと思います。

第512回第3-3頁の「賃金特性値（就業形態：全て）」を御覧ください。

この表は、産業毎に、賃金の分布を示しているもので、昨年調査時の値と本年調査時の値が比較できるようにしております。

表に記載されている「中位数」「第1・四分位数」「第1・十分位数」「第1・二十分位数」の意味は、備考欄に記載したとおり、時給換算額の値を低いものから高いものへと順に並べて、低い方から20分の1に当たる額が「第1・二十分位数」となります。

第512回第3-4頁の「4 賃金特性値と最低賃金額の推移（時間額）」については、大計 地域別最低賃金適用事業所における賃金特性値の推移を示しており、右欄には、改定した最低賃金額と「第1・二十分位数」との差額を示しております。

第512回第3-5頁の「5 未満率と影響率の推移」を御覧ください。

この表は、これまでの未満率と影響率の値を示しております。

「影響率」は、改定額に対する影響率、引き上げた場合の影響率です。

第512回第3-6頁の「6 時間額ごとの未満率・影響率一覧表（規模別）」を御覧ください。

この表は、現行の最低賃金931円から1円ずつアップした場合に影響を受ける労働者数を標本から復元した値です。

例えば、現行の931円から仮に1円引き上げた場合、932円の欄を見ていただきますと、現在931円以下の労働者は7,118人で、1円引き上げ、最低賃金を932円とする場合の影響率は5.2%となり7,118人に影響があることとなります。右欄は、1人～9人、10人～29人、30人以上の規模別になっています。

次に、第512回第3-12頁の「7 時間額ごとの未満率・影響率一覧表（性別）」を御覧ください。

この表も、現行の最低賃金931円から1円ずつアップした場合に影響を受ける男女別の労働者数を標本から復元した値です。

最後に、第512回第3-23頁以降の総括表（1）を御覧ください。

調査結果を取りまとめた基となるシステムから出力した集計表です。

総括表（1）は、規模別と年齢別に区分したものが記載されています。

最初に地賃適用業種（全て）を記載しており、次いで、第512回第3-29頁の製造業、同34頁の新聞業・出版業と、業種別に記載しております。

第 512 回第 3-69 頁の総括表（2）は地賃適用業種全てを男女別性別、年齢別に記載しております。

本件調査結果は、この集計表を基に数値等を転記し、作成したのですが、この集計表は全国の統計結果を取りまとめの上、本省において厚生労働省ホームページ及び e-Stat へ集計結果を掲載することとしておりますので、お知らせします。

説明は、以上です。

○岡崎会長

ただいまの事務局からの説明につきまして、何か御質問、御意見ございませんか。

○山埜委員

資料の確認です。今の説明がありました影響率の資料について、第 512 回第 3-8 頁で、例えば、目安額どおり 50 円の 981 円になりますと 29,367 人で、影響率は 21.6% になっていますが、この 29,367 人は全員常用労働者ということでしょうか。パートは入っていないということでしょうか。

○木村賃金室長

御質問いただきましたのは、第 512 回第 3-6 頁～記載の、未満率・影響率の一覧表でございますが、こちらについて一般とそうでないものとを分けているのかということでございますが、こちらは分けてございません。これは全ての労働者となっております。もし、一般とパートに分けたものという御希望でしたら、それはお申し付けいただければ、審議会資料としてお出しすることができますので、御用命いただければ、と思います。

○山埜委員

できましたら、一般とパートを分けて資料を提示ください。

○木村賃金室長

承知しました。明日以降の専門部会で提示します。

○岡崎会長

はい。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○玉川委員

この調査は、無作為で抽出されているのですが、適用除外者は外しているのでしょうか。

○木村賃金室長

今ほどの御質問につきましては、回答をいただく労働者一人一人が一つの標本となります。その対象者には、法定の適用除外の許可を受けたような方たちが入るのかということの御質問でございますが、減額特例の許可を受けた方であっても、この標本の中に入っております。

未満率が1.2%ということをお説明しましたが、全て違法ということではなく、法定の許可を受けて最低賃金を下回っている方たちも含まれているということの御理解をお願いしたいと思います。

○玉川委員

先ほど御説明頂いたときに、年間の平均ではなく、6月の所定労働日数と所定労働時間で月給を除することから、労働時間が長くなり、厳密には未満率に入らないものもあるというふうにおっしゃったのですが、そこも含めて注意事項としては必要な事項と思います。

○木村賃金室長

フォローいただき、ありがとうございます。

労働時間制度には、年間を平均するという労働時間制度がございまして、使用者の弾力的な労働時間制度がございまして、1年間の中には波がございまして、また、6月につきましては、祝日がないものですから、どうしても1年間の中では多く働く月となってまいります。月給制の方の場合に労働時間が多くなり時間給に割り算をしますと、どうしても答えは少なくなってまいりますので、見かけ上最低賃金の931円を下回るような数字となってくるのですが、実は年間を平均すれば、法定の時間額以上というようなことになるわけがございまして、ただ、6月にはそういった割り算の関係上、931円ギリギリで下回っている方も含まれており、これも未満率の中に入っているということの御指摘を頂いたところです。

○岡崎会長

ありがとうございます。

次に、議題の4、生活保護と最低賃金の比較につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○木村賃金室長

資料につきましては、緑のインデックスの3頁を御覧いただきたいと思っております。

生活保護に係る施策との整合性についてです。3頁には、令和4年度の福井労働局版の整合性についての説明資料を入れさせていただきました。生活保護費につきましては、18～19歳の単身世帯を前提といたしまして、生活扶助基準と生活扶助実績値の合計となります。この考え方に基きまして生活保護費につきましては、人口による加重平均を求め、算定をしたところです。

生活扶助基準のうち第1類費と第2類費の合計につきましては、人口による加重平均を求めますと、69,831円30銭となります。同じく生活扶助費のうち冬季加算につきましては、1か月平均で3,395円ちょうどとなります。期末一時扶助費につきましては、1,000円60銭となります。これらの合計が73,776円90銭となることとなります。

次に、住宅扶助の実績ですが、令和4年の実績値が20,056円50銭となりまして、先ほどの生活扶助基準と合計しますと93,833円となります。

一方、最低賃金との比較でございまして、令和4年度福井県最低賃金の時間額が888円で、これを週40時間相当の月173.8時間と可処分所得割合の0.807を乗じますと、

124,548円となるところでございます。

先ほどの93,833円と比較いたしまして上回っておりますことから、最低賃金が生活保護費を上回っているということでございます。こちらの御確認をお願いしたいと思っております。また、この計算につきましては、本資料の第512回第1-202頁に、本省側の資料がございますが、こちらとの計算とも一致しておりますことを御報告申し上げます。

○岡崎会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明につきまして何か御質問、御意見等はございませんでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

よろしいでしょうか。各委員に御確認いただいたということで、取り扱いたいと思っております。

それでは、次に「その他」に入りますが、まず、事務局より資料について追加説明がございます。よろしくお願いたします。

○木村賃金室長

はい、今回配付しました資料のうち、まだ説明を行っていない部分がありますので、簡単に御説明させていただきます。

緑色のインデックスの資料第2でございます。こちらは当局が収集・受付をした資料となっております。

第512回第2-13頁を御覧いただければと思います。こちらは、福井弁護士会より福井地方最低賃金審議会宛てに提出されました最低賃金に関する会長声明となっております。

第512回第2-15頁を御覧いただきたいと思います。こちらは、福井県労働組合総連合より福井地方最低賃金審議会宛てに提出された意見書となっております。

続きまして、第512回第2-17頁を御覧いただければと思います。こちらは、福井県知事より福井地方最低賃金審議会会長宛てに提出された地域別最低賃金の改定に関する要請書でございます。それに続きまして、要請事項に関する参考資料が入っているところでございます。参考資料を御覧いただきますと、最低賃金の諸外国比較に関する資料、継続的な賃上げが必要な理由についての説明、県独自の支援策等の記載がございます。こちらの内容についても御確認いただければと思います。資料については以上です。

○岡崎会長

よろしいでしょうか。ただいまの事務局の説明につきまして、何か御質問、御意見等がございますか、よろしいでしょうか。

福井県知事からの要請につきましては、審議会会長としまして、直接私が要請書を受け取りましたので、この時のことについて簡単に御説明を申し上げます。

第 512 回第 2 - 17 頁を御覧ください。こちらが最低賃金の改定に関する要請書です。県知事の方からは、本文書を読み上げられた上で、特に地域間格差の是正、それから若者、外国人に選ばれるような賃金ということ強く御要望を頂きました。

私の方からは、この要望を踏まえて、いわゆる様々な統計資料を精査させていただきまして、適切な議論を行って、適切な賃上げに努めたいとお答えを申し上げたところです。

その後、私及び局長と県知事との間で若干対話をしましたので、私の方から特に中小・小規模事業者への御支援、価格転嫁の問題等、支払能力というのは審議会の常に議題になるところでございまして、そういうことに関します御支援をよろしくお願いしたいということをお願いしたところと申す。私の方からの県知事の受け答えに関する事は、以上でございますが、何か今までのことを踏まえ、御質問等ございますでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

よろしいでしょうか。県知事の御発言は、県知事の御発言といたしまして、地域の要望ということがございました。改めて委員の先生方、よろしく御確認をお願い申し上げます。

それでは、予定した議題は以上になりますが、最後に各委員から何か御発言等がございますでしょうか。

(意見、質疑のないことを確認)

○岡崎会長

よろしいですか。

それでは、この後に、第 1 回専門部会が開催されますが、専門部会の委員の先生方におかれましては、大変厳しい議論になるとは存じますが、最低賃金決定の 3 要素に加え、政府方針に配意した審議にするため、かつ福井県知事や諸団体の地域からの要請に応えるため、地域間格差の検討要素を含めて、目安を十分に参酌しつつ、地域の経済、雇用の実態を十分に目配りしていただき、改正額が合理的で、納得感があるものになりますよう、真摯な御議論をお願いしたいと存じます。どうぞ、よろしくお願い致します。

最後に、事務局より、次回の案内をお願いします。

○木村賃金室長

はい、この後、第 1 回の専門部会につきましては、15 時 10 分から、この場で開催します。

次に、本審につきましては、8 月 5 日（金）午後 3 時～、場所を同じくこの会議室を予定しております。特定最低賃金の改正の必要性について諮問を予定しておりますので、地域別最低賃金の審議状況にかかわらず開催となります。事務局からは、以上です。

○岡崎会長

それでは、本日の審議会はこれにて終了いたします、ありがとうございました。

〈閉会〉